新

15 幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場

申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- であること。
- い等の理由により、市街化調整区域への立地がやむを得ないと認 められるものであること。
- 3 予定建築物は、原則として自動車販売に供するものは含まないも | 3 予定建築物は、原則として自動車販売に供するものは含まないも のとすること。
- 4 周辺住民および隣接土地所有者と十分な協議が行われたもので 4 周辺住民および隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであ あること。
- 5 申請に係る土地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年) 法律第58号) 第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含 む土地でないこと。
- 6 (削除)
- 以内にあること。また、車の出入口は当該道路側に設置しなけれ ばならない。このことは、25メートル以上の敷地延長を認めない 趣旨であり、やむを得ず敷地延長の形体である場合であっても、 周辺の交通に支障のないものでなければならない。
- 7 自己の業務の用に供する目的で行う場合に限る。

留意事項

一 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する 者をいう。

ただし、当該道路の反対側は対象としない。

- 二 「隣接土地所有者」とは、当該敷地境界に隣接する土地所有者を いう。
- 三「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に対 して計画内容を十分に説明し、これらの者の相当数の同意が得ら れていること
- 四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で 行う「建築行為」で、建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築 物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しな V)

(平成19年11月30日・旧16繰上)

(令和2年4月1日一部改正)

附則

(施行期日)

1 この基準15は、令和2年4月1日から施行する。

15 幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場

- 1 広域的な主要幹線道路である国道16号線の沿道に立地するもの │ 1 広域的な主要幹線道路である国道16号の沿道に立地するものであ ること。
- 2 周辺市街化区域に工業系の用途地域がないか、あっても適地がな 2 周辺市街化区域に工業系の用途地域がないか、あっても適地がな い等の理由により、市街化調整区域への立地がやむを得ないと認 められるものであること。
 - のとすること。
 - ること。
 - 5 原則として、優良農地等を含まないこと。
 - 6 建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)に適合した敷 地であること。
 - 予定建築物の敷地の一部は当該道路の境界より奥行25メートル | 7 予定建築物の敷地の一部は当該道路の境界より奥行25メートル以 内にあること。また、車の出入口は当該道路側に設置しなければ ならない。このことは、25メートル以上の敷地延長を認めない趣 旨であり、やむを得ず敷地延長の形体である場合であっても、周 辺の交通に支障のないものでなければならない。

留意事項

本項の運用にあたっては、自己の業務の用に供する目的で行う場合 に限り適用するものとする。

ア 周辺住民

敷地境界からおおむね150メートルの範囲内に居住する者をい う。

ただし、当該道路の反対側は対象としない。

イ 隣接土地所有者

当該敷地境界に隣接する土地所有者をいう。

ウ 十分な協議

周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分 に説明し、これらのものの相当数の同意が得られていること。

(平成19年11月30日・旧16繰上)